

(法第10条第1項第5号)

設立趣旨書

1 趣旨

少子高齢化が進み、深刻化する高齢者や、その家族が人生の終期を不安に思っている方がたくさんいます。最期の時を金銭面、事務処理面の負担を取り除き、安心して生活が送れるように取り組んで行きます。

現状は物価高騰、少子高齢化の時代により、身寄りのない方、経済的に不安のある方がいます。その方々に情報提供やアドバイスを行い、知らないことによる不安や無駄な支出を取り除き、少しでも充実した余生を送ってもらいたいと考えています。

今後、生活保護受給者など生活困窮家庭や、身寄りのない方の葬送支援、お骨の永代供養、遺品整理、空き家、空き地の有効活用を取り組んでいき、地域住民の安定と安心、健康な地域社会づくりに貢献するよう取り組んでいこうと考えています。

以上の活動を行うにあたって、地域の方に特定非営利法人で活動することにより、より安心して頼っていただきたいです。大切な残りの人生なので、責任をもって助言、支援していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和6年12月 発起人会の開催

令和7年 2月 設立総会の開催

※申請に至った動機や経緯などを時系列的に記載します。

令和7年2月 日

特定非営利活動法人余生あんしんサポート

設立代表者 住所 鹿屋市大浦町14042番地4

氏名 池田 成利 印

【作成上の留意点】

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 特定非営利活動法人を設立しようとするに至った動機や経緯を説明し、事業の内容、必要性等をわかりやすく、簡潔に記載すること。
- 定款記載の目的・事業等と矛盾を生じないようにすること。